

発議第 2 2 号

「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（ICT）の推進を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 1 年 1 0 月 2 日提出

提 出 者

議会運営委員会委員長 横 須 賀 靖

「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と 情報通信技術（ICT）の推進を求める決議

「市民に開かれた議会」には、二元代表制の一翼を担う議会として「市民との情報共有」、「市民への説明責任」が課題であり、「公開性・公平性・信頼性」等、民主主義の基本的価値の実現が求められる。特に透明性を実現するためには、その活動が市民の目に見えるものでなければならない。

平成21年3月定例会において、全会一致で可決され、平成21年4月1日から施行している流山市議会基本条例は、当市議会の運営における規範的事項を定めており、その前文には「積極的な情報公開を率先して行い、より一層、市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。」と、記載されている。

一方、近年各国の議会では、情報通信技術（Information and Communication Technology:以下、「ICT」という。）を活用して、議会制度と民主主義に関する国民の理解を深めるため、国民に対する情報発信を積極的に実施している。この背景には、近年の政治不信、政治参加の低下は、有権者が議会の情報を十分に与えられていないことに大きく起因するものと考えられていることがある。

議会の過程（プロセス）を市民に明らかにし、議会情報への接続（アクセス）のしやすさ、透明性、説明責任（アカウンタビリティ）、市政への市民参加を推進し、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得る手段としてICTを活用することは、議会と市民をつなぐ有効的な手段である。

よって、当市議会は「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図るため、その第一段階として、議会から市民に向けての情報発信、議会活動・討議の活性化のため、具体的方法について積極的に協議し、平成22年度中にその結果に基づき実施することを決意する。

以上、ここに決議する。

平成21年10月2日

千葉県流山市議会